

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 連結貸借対照表</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第五節 純資産（第四十二条―第四十四条の二）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 連結株主資本等変動計算書</p> <p>第一節 総則（第七十条・第七十一条）</p> <p>第二節 株主資本（第七十二条）</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第七十三条・第七十四条）</p> <p>第四節 新株予約権（第七十五条）</p> <p>第五節 少数株主持分（第七十六条）</p> <p>第六節 注記事項（第七十七―第八十条）</p> <p>第七節 雑則（第八十一条）</p> <p>第五章 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第一節 総則（第八十二条・第八十三条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 連結貸借対照表</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 少数株主持分（第四十一条）</p> <p>第六節 資本（第四十二条―第四十四条の二）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 連結剰余金計算書</p> <p>第一節 総則（第七十条）</p> <p>第二節 連結剰余金計算書の記載方法（第七十一条―第七十四条）</p> <p>第三節 雑則（第七十五条）</p> <p>第五章 連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第一節 総則（第七十六条・第七十七条）</p>

第二節 連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法(第八十四条)

―第八十七条―

第三節 雑則(第八十八条―第九十条)

第六章 連結附属明細表(第九十一条・第九十二条)

第七章 雑則(第九十三条―第九十六条)

(規則の適用)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定のうち第二十四条の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。))第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人(以下「指定法人」という。)についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表(以下「連結財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の二の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

第二節 連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法(第七十八条)

―第八十一条―

第三節 雑則(第八十二条―第八十四条)

第六章 連結附属明細表(第八十五条・第八十六条)

第七章 雑則(第八十七条―第九十条)

(規則の適用)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定のうち第二十四条の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。))第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人(以下「指定法人」という。)についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表(以下「連結財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の二の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十八 (略)

十九 自社の株式 連結会社の株式をいう。

二十 自社株式オプション 自社の株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払いにより原資産である連結会社の株式を取得する権利をいう。)をいう。

二十一 スtock・オプション 自社株式オプション(前号に規定する自社株式オプションをいう。)のうち、連結会社が従業員等

(連結会社と雇用関係にある使用人のほか、連結会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。)に報酬(労働や業務執行等の対価として、連結会社が従業員等に給付するものをいう。)として付与するものをいう。

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なもの

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なもの

がある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならない。
い。

一 (略)

二 連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

(連結株主資本等変動計算書)

第八条 連結株主資本等変動計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の純資産の増加又は減少の金額を基礎として作成しなければならない。

がある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならない。
い。

一 (略)

二 連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

(連結剰余金計算書)

第八条 連結剰余金計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書に記載された項目、当該連結会計年度に対応する期間において確定した連結会社の利益処分又は損失処理の項目等で、連結貸借対照表に第四十二条第一項の規定により掲記される連結剰余金の増加又は減少に係るものの金額を基礎として作成し、当該連結剰余金の当該連結会計年度における増加又は減少の内容を示さなければならない。ただし、利益処分又は損失処理については、当該連結会計年度に対応する事業年度に係る利益処分又は損失処理における金額によることができる。

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のため基本となる重要な事項は、次の各号に掲げる事項に区別して連結キャッシュ・フロー計算書の次の記載しなければならない。(略)

一〇六 (略)

(削る)

七 (略)

2〇7 (略)

(削る)

(退職給付に関する注記)

第十五条の八 財務諸表等規則第八条の十三第一項の規定は、退職給付について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同項第三号中「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「直前事業年度末」とあるのは「当該連結決算日の前連結決算日」と読み替えるものとする。

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のため基本となる重要な事項は、次の各号に掲げる事項に区別して連結キャッシュ・フロー計算書の次の記載しなければならない。

一〇六 (略)

七 利益処分項目等の取扱いに関する事項

八 (略)

2〇7 (略)

8 第一項第七号に掲げる利益処分項目等の取扱いに関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 利益処分又は損失処理の取扱い方法

二 連結剰余金計算書の作成の手續について特に記載する必要があると認められる事項がある場合には、その内容

(退職給付に関する注記)

第十五条の八 財務諸表等規則第八条の十三第一項の規定は、退職給付について準用する。この場合において、同条第一項中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計期間」と、「直前事業年度末」とあるのは「当該連結決算日の前連結決算日」と読み替えるものとする。

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第十五条の九 財務諸表等規則第八条の十四第一項の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(新設)

(ストック・オプションに関する注記)

第十五条の十 財務諸表等規則第八条の十五第一項から第八項までの規定は、ストック・オプションを付与している場合について準用する。この場合において、同条第一項第二号ロ、ハ、ホ、ヘ及び同項第九号、第四項並びに第七項中「事業年度に」とあるのは「連結会計年度に」と、同条第一項第二号ニ、ト及び第七項中「事業年度末」とあるのは「連結会計年度末」と、同条第四項中「事業年度の」とあるのは「連結会計年度の」と読み替えるものとする。

(新設)

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記)

第十五条の十一 財務諸表等規則第八条の十六第一項及び第二項の規定は、役務の受領又は財貨の取得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。

(新設)

(継続企業の前提に関する注記)

(継続企業の前提に関する注記)

第十五条の十二 財務諸表等規則第八条の十七の規定は、連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第四号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(資産、負債及び純資産の分類記載)

第十八条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部、及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

(繰延資産の区分表示)

第三十二条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～六 (略)

(削る)

2 (略)

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い

第十五条の九 財務諸表等規則第八条の十四の規定は、連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(資産、負債、少数株主持分及び資本の分類記載)

第十八条 資産、負債、少数株主持分及び資本は、それぞれ資産の部、負債の部、少数株主持分及び資本の部に分類して記載しなければならない。

(繰延資産の区分表示)

第三十二条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～六 (略)

七 建設利息

2 (略)

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い

、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇五 (略)

二〇四 (略)

5 第一項第五号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇四 (略)

二〇四 (略)

、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号以外の項目に属する負債の金額が負債、少数株主持分及び資本の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇五 (略)

二〇四 (略)

5 第一項第五号の負債のうち、その金額が負債、少数株主持分及び資本の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債、少数株主持分及び資本の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇四 (略)

二〇四 (略)

(削る)

第四十一条 削除

第五節 純資産

(純資産の分類)

第四十二条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

第五節 少数株主持分

(少数株主持分の表示)

第四十一条 少数株主持分がある場合には、これを連結貸借対照表の負債の部の次に少数株主持分の科目をもつて掲記しなければならない。

第六節 資本

(資本の分類及び区分表示)

第四十二条 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2 財務諸表等規則第六十二条第一項、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式払込金、申込期日経過後における新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3 土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額は、第一項の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、土地再評価差額の科目をもつて掲記しなければならない。

4 資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額は、第一項の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。

(株主資本の分類及び区分表示)

第四十三条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2| 財務諸表等規則第六十二条、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3| 連結会社並びに持分法を適用した非連結子会社及び関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式は、株主資本に対する控除項目として利益剰余金の次に自己株式の科目をもつて掲記しなければならない。

4| 連結会社並びに持分法を適用した非連結子会社及び関連会社が保

5| 外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と資本の換算に用いる為替相場とが異なることによつて生じる換算差額は、第一項の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を設け、為替換算調整勘定の科目をもつて掲記しなければならない。

6| 連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式の処分に係る払込金又は申込期日経過後における申込証拠金は、第一項の規定にかかわらず、次条に規定する株式の記載の前に別に区分を設け、自己株式払込金又は自己株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

(自己株式の表示)

第四十三条 連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式は、資本に対する控除項目として連結貸借対照表の資本の部の末尾に記載しなければならない。

有する連結財務諸表提出会社の株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金は、第一項の規定にかかわらず、自己株式の次に別に区分を設け、自己株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第四十三条の二 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称をもつて掲記しなければならない。

- 一 財務諸表等規則第六十七条第一号に規定するその他有価証券評価差額金
- 二 財務諸表等規則第六十七条第二号に規定する繰延ヘッジ損益
- 三 財務諸表等規則第六十七条第三号に規定する土地再評価差額金
- 四 為替換算調整勘定（外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と純資産の換算に用いる為替相場とが異なることによつて生じる換算差額をいう。）

(新株予約権の表示)

第四十三条の三 新株予約権は、新株予約権の科目をもつて掲記しなければならない。

- 2 連結財務諸表提出会社が保有する連結財務諸表提出会社が発行した新株予約権及び連結子会社が保有する当該連結子会社が発行した新株予約権は、新株予約権から控除しなければならない。ただし、新株予約権に対する控除項目として新株予約権の次に自己新株予約

(自己株式の保有数の注記)

第四十三条の二 連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式の数は、株式の種類ごとに注記しなければならない。

(新設)

権の科目をもつて掲記することを妨げない。

(少数株主持分の表示)

第四十三条の四 少数株主持分は、少数株主持分の科目をもつて掲記しなければならない。

(契約による積立金の注記)

第四十四条 第四十三条第一項に規定する利益剰余金の金額のうちに、減債積立金その他債権者との契約等により特定目的のために積立てられたものがある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。

第六節 雑則

(指定法人の純資産の記載)

第四十六条の二 指定法人が連結貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないこと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を記載しなければならない。

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

(新設)

(契約による積立金の注記)

第四十四条 第四十二条第一項に規定する利益剰余金の金額のうちに、減債積立金その他債権者との契約等により特定目的のために積立てられたものがある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。

第七節 雑則

(指定法人の資本の記載)

第四十六条の二 連結財務諸表提出会社が指定法人である場合において、その資本を第四十二条の規定により記載することが適当でないこと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該指定法人の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合においては、その準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

第六十五条の二 (略)

2 (略)

3 財務諸表等規則第九十五条の五の二第三項の規定は、当連結会計年度において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第二号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

4 財務諸表等規則第九十五条の五の二第四項の規定は、連結貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項ただし書及び同項第三号中「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と読み替えるものとする。

第四章 連結株主資本等変動計算書

(連結株主資本等変動計算書の記載方法)

第七十条 連結株主資本等変動計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 連結株主資本等変動計算書は、様式第六号により記載するものとする。

(削る)

(連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十一条 連結株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差

第六十五条の二 (略)

2 (略)

3 財務諸表等規則第九十五条の五の二第三項の規定は、当連結会計年度において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同条第三項第二号中「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

(新設)

第四章 連結剰余金計算書

(連結剰余金計算書の記載方法)

第七十条 連結剰余金計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 連結剰余金計算書は、様式第六号により記載するものとする。

第二節 連結剰余金計算書の記載方法

(連結剰余金計算書の表示区分)

第七十一条 連結剰余金計算書は、資本剰余金の部及び利益剰余金

額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

2 連結株主資本変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該区分及び科目は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の区分及び科目と整合していなければならない。

(削る)

の部に区分して記載するものとする。

(資本剰余金の部の区分記載)

第七十一条の二 資本剰余金の部は、次に掲げる項目について、その区分に従い、当該項目を示す名称をもつて掲記しなければならない。

- 一 資本剰余金期首残高
- 二 資本剰余金増加高
- 三 資本剰余金減少高
- 四 資本剰余金期末残高

(資本剰余金増加高に関する表示方法)

第七十一条の三 前条第二号に規定する資本剰余金増加高は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

- 一 増資による新株の発行
- 二 自己株式処分差益

(削る)

(削る)

第二節 株主資本

第七十二条 株主資本は、前連結会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 株主資本に記載される科目の当連結会計年度変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

三 その他

2 前項第三号のその他の項目は、その発生原因を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(資本剰余金減少高に関する表示方法)

第七十一条の四 第七十一条の二第三号に規定する資本剰余金減少高は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

一 配当金(商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を含む第七十四条第一項第一号において同じ。)

二 自己株式消却額

三 その他

2 前項第三号のその他の項目は、その発生原因を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(新設)

(利益剰余金の部の区分記載)

第七十二条 利益剰余金の部は、次に掲げる項目について、その区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 利益剰余金期首残高

二 利益剰余金増加高

3| 剰余金の配当は、資本剰余金又は利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

4| 当期純利益金額又は当期純損失金額は、利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第三節 評価・換算差額等

第七十三条 評価・換算差額等は、前連結会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2| 評価・換算差額等に記載される科目は、当連結会計年度変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十四条 財務諸表等規則第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「事業年度末」とあるのは「連結会計年度末」と、「事業年度変動額」とあるのは「連結会計年度変動額」と読み替えるものとする。

三| 利益剰余金減少高
四| 利益剰余金期末残高

(新設)

(利益剰余金増加高に関する表示方法)

第七十三条 前条第二号に規定する利益剰余金増加高は、その発生原因を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

(利益剰余金減少高に関する表示方法)

第七十四条 第七十二条第三号に規定する利益剰余金減少高は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に細分して掲記しなければならない。

- 一| 配当金
- 二| 役員賞与
- 三| 資本金
- 四| 自己株式消却額

第四節 新株予約権

第七十五条 新株予約権は、前連結会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2| 新株予約権の当連結会計年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節 少数株主持分

第七十六条 少数株主持分は、前連結会計年度末残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2| 少数株主持分の当連結会計年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第六節 注記事項

五| その他

2| 前項第五号のその他の項目は、その発生原因を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第三節 雑則

第七十五条 第四十六条の二の規定は、連結剰余金計算書について準用する。この場合において、同条中「資本を第四十二条」とあるのは「連結剰余金計算書を第七十一条から前条まで」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(発行済株式に関する注記)

第七十七条 財務諸表等規則百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度末」とあるのは「連結会計年度末」と、「事業年度に」とあるのは「連結会計年度に」と読み替えるものとする。

(新設)

(自己株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「事業年度末」とあるのは「連結会計年度末」と、「事業年度に」とあるのは「連結会計年度に」と読み替えるものとする。

(新設)

(新株予約権等に関する注記)

第七十九条 新株予約権については、次の各号に定める事項を注記しなければならない。

(新設)

一 新株予約権の目的となる株式の種類

二 新株予約権の目的となる株式の数

三 新株予約権の連結会計年度末残高

2 前項第一号及び第二号の事項の記載は、第十五条の九から第十五条の十一までの規定により注記されるものを除くものとする。

3 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の前連結会計年度末及び当連

結会計年度末の数、当事業年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、連結会計年度末の発行済株式総数(自己株式を保有しているときには、当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対する重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4 第一項第三号の連結会計年度末残高は、連結財務諸表提出会社の新株予約権と連結子会社の新株予約権に区分して記載しなければならない。

5 自己新株予約権については、新株予約権との対応が明らかになるように、次の各号に定める事項を注記しなければならない。

一 連結財務諸表提出会社が保有する連結財務諸表提出会社が発行した新株予約権については、第一項第一号から第三号に定める事項

二 連結子会社が保有する当該連結子会社が発行した新株予約権については、第一項第三号に定める事項

(配当に関する注記)

第八十条 財務諸表等規則第九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第七節 雑則

(新設)

(新設)

第八十一条 指定法人が、連結株主資本等変動計算書を作成する場合において、この規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

(連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第八十二条 (略)

(連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第八十三条 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第八十四条 (略)

(投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第八十五条 第八十三条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券（現金同等物を除く。以下この条において同じ。）の取得による支出、有価証券の売却による収入、有形固定資産の取得による支出、有形固定資産の売却による収入、投資有価証券の取得による支出、投資有価証券の売却による収入、貸付けによる支出、貸付金の回収による収入その他投資活動に

(新設)

(連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第七十六条 (略)

(連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第七十七条 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第七十八条 (略)

(投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第七十九条 第七十七条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券（現金同等物を除く。以下この条において同じ。）の取得による支出、有価証券の売却による収入、有形固定資産の取得による支出、有形固定資産の売却による収入、投資有価証券の取得による支出、投資有価証券の売却による収入、貸付けによる支出、貸付金の回収による収入その他投資活動に

係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

(財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第八十六条 第八十三条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、社債の発行による収入、社債の償還による支出、株式の発行による収入、自己株式の取得による支出その他財務活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

(現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載)

第八十七条 第八十三条第四号に掲げる現金及び現金同等物に係る換算差額の区分には、外貨建ての資金の円貨への換算による差額を記載するものとする。

2 第八十二条第五号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少額の区分には、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動に

係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

(財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第八十条 第七十七条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、社債の発行による収入、社債の償還による支出、株式の発行による収入、自己株式の取得による支出その他財務活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

(現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載)

第八十一条 第七十七条第四号に掲げる現金及び現金同等物に係る換算差額の区分には、外貨建ての資金の円貨への換算による差額を記載するものとする。

2 第七十七条第五号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少額の区分には、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動に

よるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの収支差額の合計額に前項に規定する外貨建ての資金の円貨への換算による差額を加算又は減算した額を記載するものとする。

(利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第八十八条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号に掲げるいずれかの方法により記載するものとする。

- 一 利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は第八十三条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

- 二 利息及び配当金の受取額は第八十三条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息及び配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

2 (略)

(連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー等の表示方法)

第八十九条 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、第八十三条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分にその内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

よるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの収支差額の合計額に前項に規定する外貨建ての資金の円貨への換算による差額を加算又は減算した額を記載するものとする。

(利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第八十二条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号に掲げるいずれかの方法により記載するものとする。

- 一 利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は第七十七条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

- 二 利息及び配当金の受取額は第七十七条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息及び配当金の支払額は同条第三号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法

2 (略)

(連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー等の表示方法)

第八十三条 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、第七十七条第二号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分にその内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

2 前項の規定は、事業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローについて準用する。

(連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第九十条 連結キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第二号から第四号までに掲げる事項については、当該各号に掲げる資産及び負債の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一～三 (略)

四 事業の譲受け又は譲渡を行った場合には、当該営業の譲受け又は譲渡により増加又は減少した資産及び負債の主な内訳

五 (略)

2 前項第五号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行による資産(現金及び現金同等物を除く。)の取得、合併その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

(連結附属明細表の記載方法)

第九十一条 (略)

(連結附属明細表の種類)

2 前項の規定は、営業の譲受け又は譲渡に係るキャッシュ・フローについて準用する。

(連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第八十四条 連結キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第二号から第四号までに掲げる事項については、当該各号に掲げる資産及び負債の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一～三 (略)

四 営業の譲受け又は譲渡を行った場合には、当該営業の譲受け又は譲渡により増加又は減少した資産及び負債の主な内訳

五 (略)

2 前項第五号に掲げる非資金取引とは、商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項の定めのある新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行による資産(現金及び現金同等物を除く。)の取得、合併その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

(連結附属明細表の記載方法)

第八十五条 (略)

(連結附属明細表の種類)

<p>第九十二条 (略)</p>	<p>第八十六条 (略)</p>
<p>第九十三条 (略)</p>	<p>第八十七条 (略)</p>
<p>第九十四条 (略)</p>	<p>第八十八条 (略)</p>
<p>第九十五条 第九十三条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。</p>	<p>第八十九条 第八十七条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。</p>
<p>第九十六条 第九十三条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記するものとする。</p>	<p>第九十条 第八十七条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記するものとする。</p>
<p>一～三 (略)</p>	<p>一～三 (略)</p>